

◎ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置
法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置
法（平成二十年法律第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付金の請求期限）</p> <p>第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに 行わなければならない。</p> <p>一 この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日（次号において「経過日」という。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（給付金の請求期限）</p> <p>第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日ま で行わなければならない。</p> <p>一 この法律の施行の日から起算して十年を経過する日（次号に おいて「経過日」という。）</p> <p>二（略）</p>